

令和8年度社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金交付要綱（生活福祉分野）

令和8年4月8日付8福祉生保第4号

（通則）

第1条 令和8年度社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業実施要綱（令和7年3月31日6福祉総総第1412号。以下「実施要綱」という。）に基づき、都の予算の範囲内において、その事業に要する経費の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

（用語）

第3条 この要綱における用語の定義は、実施要綱第2に定めるとおりとする。

（補助対象事業）

第4条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第4で規定する事業とする。

（補助対象施設等）

第5条 本補助金の補助対象施設等（以下「補助対象施設等」という。）は、東京都知事（以下「知事」という。）または区市町村長の指定等を受けた別表第1に掲げる施設等及び知事が特に必要と認めた施設等をいう。

（補助対象機器）

第6条 本補助金の補助対象機器（以下「補助対象機器」という。）は次のとおりとする。ただし、他の補助金・助成金制度により現に補助を受けている場合は補助対象としない。また、補助対象機器は都内で使用されるものであり、かつ購入日から継続してこの要件を満たしているものであること。

（1）非常用電源設備

総事業費が5,000千円未満のものであること。

（2）外部給電器

（3）V2H

（4）可搬型蓄電池

（5）車両接続型電源

（6）外部電源接続切替盤

(補助対象経費等)

第7条 この補助金の対象となる経費等は、別表第2に掲げる経費等とする。ただし、補助は過年度も含めて1施設につき1回限りとする。

(暴力団の排除)

第8条 次に掲げる団体は、本補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

(補助金の交付額)

第9条 補助事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表第1に定める区分ごとに、別表第2の第3項に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額と別表第2の第2項に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、別表第2の第4項に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第10条 本補助金の申請者（以下「申請者」という。）は、第5条に規定する補助対象施設等の設置者とする。申請者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により知事に提出した書類に不備がある場合、知事が修正を求めた日の翌日から起算して30日以内に当該不備の修正を行わないときは、知事は、その申請が撤回されたものとみなすことができる。

(交付の決定等)

第11条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、第13条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(変更交付申請)

第12条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、別に指定する期日までに変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。なお、この場合の手続きは第10条の規定に準ずる。

(補助条件)

第 13 条 本補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記補助条件を付するものとする。

(実績報告書の提出)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助対象期間が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第 3 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 16 条 補助事業者は、補助金の額の確定後において補助金を請求するときは、請求書（様式第 4 号）に関係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付方法)

第 17 条 本補助金は、補助事業が完了した後、確定払いにより交付する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。

(別表第1) 対象となる社会福祉施設等 (生活福祉分野)

共通事項	補助事業が完了するまでに、BCPを策定している施設等であること。
入所系	<ul style="list-style-type: none">・ 救護施設・ 更生施設・ 宿所提供施設・ 無料低額宿泊所

(別表第2) 補助対象経費等

第1 区分	別表第1記載の施設等
第2 補助基準額	(1) 非常用電源設備：5,000千円 (2) 外部給電器：800千円 (3) V2H：1,300千円 (4) 可搬型蓄電池：400千円 (5) 車両接続型電源：250千円 (6) 外部電源接続切替盤：500千円 (7) 外部給電器+外部電源接続切替盤：1,300千円 (8) 車両接続型電源+外部電源接続切替盤：750千円
第3 補助対象経費	補助対象経費は、以下(1)～(8)のいずれか1つの補助対象機器のうち(2)、(4)及び(5)については、本体の購入に要する費用(消費税及び地方消費税は除く。)、(1)、(3)、(6)、(7)及び(8)については、本体の機器費及び設置に係る工事費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。 ただし、(1)について、過去に都の補助等を受けて非常用電源設備を設置した施設等が、再び非常用電源設備を設置する場合は、補助対象経費としない。 (1) 非常用電源設備(総事業費5,000千円未満のものに限る。) (2) 外部給電器 (3) V2H (4) 可搬型蓄電池 (5) 車両接続型電源 (6) 外部電源接続切替盤 (7) 外部給電器+外部電源接続切替盤 (8) 車両接続型電源+外部電源接続切替盤
第4 補助率	4分の3

別記

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 補助対象期間

補助事業は、令和８年４月１日から令和９年２月28日までの期間に完了した事業とする。

4 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 補助事業の遂行命令

- （１）第14条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

6 是正のための措置

- （１）知事は、第15条の調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置を取ることを命じるものとする。
- （２）補助事業者が（１）の命令により必要な措置をした場合は、第14条の規定による実績報告を行わなければならない。

7 決定の取消し

- （１）知事は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。

- ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

8 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

9 違約加算金

- (1) 補助事業者は、7の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

10 延滞金

- (1) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

11 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

12 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下、「取得財産等」とい

う。)のうち取得価格または効用の増加価格が1件あたり50万円以上のものの処分(本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、別表第3に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

13 財産処分による収入の納付

補助事業者が知事の承認を受けて12の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

14 根抵当権設定の禁止

補助事業者は、補助事業により(1)、(3)、(6)、(7)又は(8)の補助対象機器を取得し、当該機器を補助を受けようとする施設等の土地又は建物に付加して一体とする場合には、当該土地及び建物に根抵当権を設定してはならない。

15 土地又は建物が賃貸借物件である場合の取扱い

補助事業者は、補助事業により(1)、(3)、(6)、(7)又は(8)の補助対象機器を取得し、当該機器を補助を受けようとする施設等の土地又は建物に付加して一体とする場合であって、当該土地又は建物が賃貸借物件であり、抵当権が設定されている場合には、原則として補助対象外とする。

16 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

17 補助金調書の作成

補助事業者は、本補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

18 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を本補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

19 寄附金収入の制限

補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

20 運営実績に関する要件

補助事業者が運営している事業所に都の実地指導等で検査があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、都において、改善が確認されていること。

21 事業実施のための契約手続

補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。また、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

22 他の補助金等との重複の禁止

本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金・助成金の交付を受けてはならない。

23 その他

この要綱に定める条件を違反した場合には、本補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

別表第3 別記1 補助条件12 財産処分の制限関係

区分	処分制限期間
V2H	5年
外部給電器	3年